

附属機関等における女性委員比率向上に向けた他自治体の取組について

1 東京都

○女性委員任用状況

45.7%(R5.4.1時点)【参考 38.7%(R4.4.1時点)】

○具体的な取組

(「都の附属機関及びこれに類似する機関の委員の男女平等参画推進について(通知)」概要)

東京都男女平等参画基本条例の改正に伴い、都の政策の決定過程に多様な価値観や発想を反映させるため、附属機関及びこれに類似する機関の委員選任について、クオータ制※を導入。

※クオータ制:個別の審議会等の委員構成を男女いずれの性も40%以上とすること

■委員構成指標

委員を選任するに当たっては、委員として充てる役職名が指定されている場合や権利調整の当事者で構成される附属機関など、知事が別に定めるものを除き、男女いずれの性も委員総数の40%以上となるよう努めることと明記している。

■委員の登用状況の公表

男女いずれの性も委員総数の40%以上に達成していない附属機関等について、一定の基準に達していない場合は、附属機関等の名称を公表する。

2 豊島区

○女性委員任用状況

41.0%(R5.4.1時点)【参考 39.8%(R4.4.1時点)】

○具体的な取組

(「第5次としま男女共同参画推進プラン重点事業の実施状況および実施予定」抜粋)

審議会等新設時・改選時には、委員選定前に委員の男女比率の予定を男女平等推進センター、総務部長へ協議し、必要に応じてヒアリングを行う。委員選定終了後は、その結果を男女平等推進センター、総務部長へ報告することを求めている。

■委員構成指標(豊島区附属機関の設置及び運営に関する基本方針)

委員の構成は、男女いずれかの一方が40%未満となることのないよう努めることと明記している。

■目標未達状況の把握

未達理由及び次期改選に向けた対応策も併せて、男女平等推進センター、総務部長への報告を求めている。